



JAF



JAF公認準国内競技

2021年JAF中部・近畿ラリー選手権 第8戦

2021年JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズ 第4戦

2021年JMRC中部ラリーチャレンジシリーズ 第4戦

ANDテクニカルツアー2021

特別規則書<ドラフト版>

Supplementary Regulations

開催日：2021年10月30日～10月31日

主催

エースナビゲーター&ドライバーズ

2021年JAF中部・近畿ラリー選手権 第8戦
2021年JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズ 第4戦
2021年JMRC中部ラリーチャレンジシリーズ 第4戦
ANDテクニカルツアー2021

目次

第1条	競技会のスケジュール	3
第2条	競技会の名称	4
第3条	競技の格式	4
第4条	競技種目	4
第5条	開催日程および開催場所	4
第6条	競技会本部(HQ)及びサービスパーク	4
第7条	競技内容	4
第8条	オーガナイザー	4
第9条	大会役員	4
第10条	競技会主要役員	5
第11条	参加申込および参加料	5
第12条	競技会有効任意保険	6
第13条	整備作業	6
第14条	賞典	6
第15条	ラリー行程表	6
第16条	参加車両	6
第17条	クラス区分	6
第18条	参加資格	6
第19条	参加受理	7
第20条	参加台数	7
第21条	クルーの装備品	7
第22条	レッキの実施方法	7
第23条	セレモニアルスタート・フィニッシュ	8
第24条	タイムコントロール	8
第25条	スペシャルステージ	8
第26条	順位決定	8
第27条	本規則の解釈	8
第28条	付則	8
第29条	新型コロナウイルスによる感染症対策	8
細 則1	ITINERARY(ラリー行程表)	9
細 則2	CRO	10
細 則3	信号灯によるスタート手順	10
細 則4	HQレイアウト、サービスパークのレイアウト	10
細 則5	新型コロナウイルスによる感染症対策について	10
別 添 1	JMRC中部モータースポーツ互助会規約	11

公 示

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という)の公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則とその付則、それに準拠したJAFの国内競技規則とその細則、2021年日本ラリー選手権規定、ラリー競技開催規定、2021年JMRC中部ラリーシリーズ戦規定、2021年JMR C中部ラリー共通規則および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。

第1条 競技会のスケジュール

参加申込の開始日

日時:2021年9月26日(日)00:00

参加申込の締切日

日時:2021年10月16日(土)24:00

サービスパークオープン

日時:2021年10月30日(土)8:00~18:00 10月31日(日)7:00~18:00

場所:イオックスアローザ 駐車場

レッキ受付

日時:2021年10月30日(土)9:30~9:50

場所:HQ(イオックスアローザ 駐車場)

レッキブリーフィング

日時:2021年10月30日(土)9:50~10:00

場所:イオックスアローザ 駐車場

レッキ

日時:2021年10月30日(土)10:00~14:00

参加確認・サービス受付

日時:2021年10月30日(土)12:00~15:30

場所:HQ(イオックスアローザ 駐車場)

公式車両検査

日時:2021年10月31日(土)14:00~15:30

場所:サービスパーク内車検場(イオックスアローザ 駐車場)

第1回審査委員会

日時:2021年10月30日(土)15:35~

場所:HQ(イオックスアローザ 駐車場)

ドライバーズ・ブリーフィング

日時:2021年10月30日(土)16:00~16:30

場所:イオックスアローザ 駐車場

スタートリストの公示

日時:2021年10月30日(土)16:00(予定)

場所:公式掲示板(イオックスアローザ 駐車場)

スタート

日時:2021年10月31日(日)8:00(1号車予定)

場所:イオックスアローザ 駐車場

ラリーフィニッシュ

日時:2021年10月31日(日)13:06(1号車予定)

場所:イオックスアローザ 駐車場

暫定結果発表

日時:2021年10月31日(日)15:00(予定)

場所:公式掲示板(イオックスアローザ 駐車場)

表彰式

※表彰式は行わない

第2条 競技会の名称

2021年 J A F 中 部 ・ 近 畿 ラリー選手権 第8戦 (以下地区戦と記載)
2021年 JMRC 中部ラリーチャンピオンシリーズ 第4戦 (以下地区戦と記載)
2021年 JMRC 中部ラリーチャレンジシリーズ 第4戦 (以下チャレンジと記載)
ANDテクニカルツアー2021

第3条 競技の格式

JAF公認準国内格式 JAF公認番号:2021-****

第4条 競技種目

ラリー競技開催規定の細則「スペシャルステージラリー開催規定」に従ったスペシャルステージラリー

第5条 開催日程および開催場所

開 催 日 程:2021年10月30日(土)~10月31日(日)の2日間

開 催 場 所:富山県内

ラリースタート:富山県南砺市才川七 字ススケ原115 イオックスアローザ 駐車場

ラリーフィニッシュ:富山県南砺市才川七 字ススケ原115 イオックスアローザ 駐車場

第6条 競技会本部(HQ)及び、サービスパーク

所在地:富山県南砺市才川七 字ススケ原115

名称:イオックスアローザ 駐車場

開設日時:2021年10月30日(土)8:00~18:00

2021年10月31日(日)7:00~18:00

※レイアウトは細則4に示す

第7条 競技内容

1. 競 技 内 容 : スペシャルステージラリー
2. 総 走 行 距 離 : 約75km (地区戦)、約75km (チャレンジ)
3. スペシャルステージ路面の種別: 舗装 (アスファルト、ターマック等)
4. スペシャルステージの総距離: 約25km (地区戦)、約25km (チャレンジ)
5. スペシャルステージの数: 6 (地区戦)、6 (チャレンジ)
6. セ ク シ ョ ン の 数 : 2 (地区戦)、2 (チャレンジ)
7. レ グ の 数 : 1 (地区戦)、1 (チャレンジ)
8. サ ー ビ ス の 有 無 : 有 (地区戦)、有 (チャレンジ)
9. 競技中の指定給油所の有無: 無

第8条 オーガナイザー

名称:エースナビゲーター&ドライバーズ(JAF加盟クラブNo. 16002)

所在地:〒939-1542 富山県南砺市梅ヶ島250

代表者:野村公成 TEL:0763-32-7052 FAX:0763-32-8833

第9条 大会役員

組 織 委 員 長 成瀬 克巳 (AND)

組 織 委 員 野村 長 (AND)

組 織 委 員 金子 敏邦 (SHIROKIYA)

第10条 競技会主要役員

【審査委員会】

審査委員長 新井 健悟 (JMRC中部派遣)
審査委員 船越 潤 (JMRC近畿派遣)

【主要オフィシャル】

競技長 野村 公成 (AND)
副競技長 今井 克彦 (AND)
コース委員長 金子 敏邦 (SHIROKIYA)
計時委員長 野村 公成 (AND)
技術委員長 萩沢 克己 (AND)
救急委員長 成瀬 克巳 (AND)
事務局長 成瀬 克巳 (AND)
副事務局長 今井 克彦 (AND)
JMRC中部救急認定委員 成瀬 克巳 (AND)
C R O 田口 慎二 ※行動予定は細則2に示す

第11条 参加申込および参加料

1. 参加申込先・問い合わせ先

〒939-1542 富山県南砺市梅ヶ島250
AND事務局 成瀬 克巳

TEL:090-2373-1991

FAX:0763-22-5045

メールアドレス;disc3lost@yahoo.co.jp

2. 提出書類

1. 参加申込書
2. 誓約書
3. 車両申告書
4. サービス申込書
5. レッキ申込書
6. 中部ラリーシリーズ費用計算書
7. ラリー競技に有効な自動車保険(任意保険)証券の写し(保険の加入条件がわかるもの)
8. 自動車検査証の写し
9. 免許証の写し
10. モータースポーツライセンスの写し
11. 参加料振込明細

※2. 誓約書、5. レッキ申込書の署名は直筆のこと ドライバーとコドライバーの署名は同一の書面でなくてもよいが、両者の署名入り書面を郵送すること

3. 参加料

地区戦参加車両 50,000円(1台につき)
チャレンジ参加車両 40,000円(1台につき)
レッキ費用 2,000円(1台につき)
サービス車両登録 1,000円(1台につき)
サービスクルー登録 2,000円

4. 参加料振込先(参加料を振込によって行なう場合)

銀行名 : となみ野農業協同組合
支店名 : 庄西支店
口座番号 : 普通預金6013010
口座名義 : エースナビゲーターアンドドライバーズ

5. 参加申込にかかるすべての郵送料および振込手数料は参加者負担とする。郵送料および振込手数料を参加料金から差し引かないこと。

第12条 競技会有効任意保険

運転者は、ラリー競技に有効な対人(2000万円以上)、対物賠償保険(500万円以上)および搭乗者保険に加入すること。但し、以下のいずれかをラリー競技に有効な保険にかえて競技参加を認める。いずれの場合においても、補償範囲を超える場合は全て自己責任とし主催者は一切の責任を負わないものとする。

- ・JMRC中部モータースポーツ互助会またはJMRC近畿ラリー部会互助会への加入
 - ・各地区のJMRC共済またはスポーツ安全保険(クルー全員が加入していること)
- 当該競技会に有効な任意保険に加入済みの競技参加者は、保険証書または保険の加入を証明できる書類の写しを必ず同封すること。

第13条 整備作業

1. 整備作業の監督を担当する競技役員:技術委員長 萩沢 克己
2. 整備作業を行なうことができる場所:富山県南砺市 イオックスアローザ 駐車場
3. サービスパークには競技車両の他には登録されたサービスカー以外は入場出来ない。
サービスカーは参加申込時に登録され、サービス車両であることを示すプレート(サービスカー登録証)を表示していなければならない。
4. 整備作業の範囲
 - (1)タイヤの交換
 - (2)ランプ類のバルブの交換
 - (3)点火プラグの交換
 - (4)Vベルトの交換
 - (5)各部点検増し締め
5. 上記以外の整備作業を行なう場合、所定の整備申告書に記入し、競技会技術委員長の許可を得ること。作業後は整備申告書を必ず提出すること。
6. 整備作業を行なうことができる者は、当該車両の乗員および登録されたサービスクルーとする。
7. 整備作業を行なうときは、必ずシートを敷いて行ない、サービスパークの美化に努めること。

第14条 賞典

DE-1クラス1～3位	:JAFメダル、副賞4～6位:副賞
DE-2クラス1～3位	:JAFメダル、副賞4～6位:副賞
DE-5クラス1～3位	:JAFメダル、副賞4～6位:副賞
DE-6クラス1～3位	:JAFメダル、副賞4～6位:副賞
チャレンジクラス1～3位	:主催者賞

なお参加台数によって、JAFメダルを除き、各クラス参加台数の30%程度を目安に賞典を制限する場合がある。この場合の正式な賞典内容は公式通知にて示す。

第15条 ラリー行程表

行程表は細則11に示す。

第16条 参加車両

JMRC中部ラリーシリーズ共通規則書第3章第16条に記載のとおりとする。

第17条 クラス区分

JMRC中部ラリーシリーズ共通規則書第3章第17条に記載のとおりとする。

第18条 参加資格

JMRC中部ラリーシリーズ共通規則書第3章第18条に記載の通りとする。

第19条 参加受理

- 1) 参加受理は、参加申込締切後5日以内にJMRC中部ホームページにエントラントリストを掲載することを以って正式受理とする。
- 2) オーガナイザーは、理由を示すこと無く参加拒否する権限がある。
- 3) 参加不受理の場合は、事務諸経費2000円を差し引いて参加料を返還する。また、正式参加受理後、参加料および提出書類は一切返還されない。
- 4) 正式参加受理後のクルーの変更は認められない。但し、コ・ドライバー及び参加車両については、参加者から理由を付した文章が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
- 5) 参加車両の変更は、同一クラス内に限り競技会3日前までに競技会審査委員会が認めた場合変更できる。
- 6) 正式参加受理後のすべての変更は、参加者が理由を付した正式文書に変更手数料2000円を添えてオーガナイザーに届けるものとし、競技会審査委員会の承認を必要とする。

第20条 参加台数

1. 総参加台数は60台までとする。
2. 組織委員会は国内競技規則4-19に従い、理由を示すことなく参加を拒否する権限を有する。この場合参加料等は事務手数料2,000円を差し引いて返還される。
3. 参加不受理および各参加者側の理由による参加申込取消しの場合は、事務手数料2,000円を差し引いて参加料等を返還する。
4. 正式受理後の参加料はオーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き、返還されない。

第21条 クルーの装備品

1. 安全ベルトは必ず装着し、タイムトライアル区間やオーガナイザーの指示がある場合は必ず4点式以上の安全ベルト、ヘルメット、グローブおよびレーシングスーツを着用すること。但しコ・ドライバーについてはグローブの着用を免除する。
2. ヘルメットおよびレーシングスーツは、2021年のJAF国内競技車両規則第4編細則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則」に従ったものとする。

第22条 レッキの実施方法

1. レッキ受付
日時: 2021年10月30日(土)9:30~9:50
場所: 富山県南砺市 イオックスアローザ 駐車場
2. レッキタイムスケジュール
レッキタイムスケジュールおよび実施の詳細はレッキ当日にレッキ指示書にて示す。
3. 各クルーはレッキの間中、レッキ指示書の指示に従いレッキゼッケンを貼付しなければならない。
4. 各クルーは各スペシャルステージを(一部区間を除き)2回走行することができる。但し、同じ区間を重複使用するスペシャルステージは1つのステージとして、1ヶ所で2回の走行とする。
5. スペシャルステージ区間内では指示された方向に従って走行すること。逆走を禁止する。
6. レッキに競技車両を使用することを認める。
7. レッキのタイムスケジュールに定められた時間外の走行はいかなる場合も禁止する。これに違反した場合は競技会審査委員会によって罰則が課せられる。また、レッキ以外での富山県南砺市内での本人または関係者の事前走行を禁止する。もしその事実が発覚した場合は、氏名を公表するとともに、そのチームからの参加を一切認めない。
8. レッキの間、各クルーは交通法規を遵守しなければならない。さらに特別規則や公式通知で通知されるオーガナイザーのいかなる指示にも従わなければならない。いかなる場合も他の道路使用者の安全と権利を尊重しなければならない。オフィシャルはレッキのルート上で競技車両の動作を目視、計測機器、写真、ビデオ等によって監視することがある。レッキ中の事故・違反・暴走に対し競技会審査委員会の裁定により失格または、タイムペナルティ60秒を上限とする罰則が適用される。

第23条 セレモニアルスタート・フィニッシュ

※セレモニアルスタート及びフィニッシュは実施しない

第24条 タイムコントロール

1. 公式時刻は日本標準時を基準とした競技会計時委員の時計による。
2. TC6Aについては、早着によるタイムペナルティを与えない。

第25条 スペシャルステージ

1. 公式時刻は日本標準時を基準とした競技会計時委員の時計による。
2. スタートはスタートリスト順または直前のTC通過順に1分間隔とする。
3. 計測は1/100秒まで行い、1/10秒未満は切り捨てとする。
4. スタートの方法および合図は、ラリー競技開催規定付則:スペシャルステージラリー開催規定第25条に従う。(本競技会では特別規則書(細則3)にあるカウントダウンシステムを使用する。また、このシステムに同期したフライングチェックシステムを使用する。)

第26条 順位決定

1. 各スペシャルステージにおける所要時間とペナルティタイムとを積算し、合計所要時間の少ないものを上位とする。
2. 合計所要時間が同じとなった場合は、ペナルティタイムの少ないものを上位とする。ペナルティタイムの比較によっても順位が決まらない場合は、SS1の所要時間の少ないものを上位とする。これによっても順位が決まらない場合は、以下SS2、SS3と順に比較する。

第27条 本規則の解釈

競技会特別規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。

第28条 本規則の施行ならびに記載されていない事項

1. 本規則の適用は、各競技会の参加申し込み受付と同時に有効となる。
2. 本特別規則に記載されない競技に関する細則は、国内競技規則とその細則、国際モータースポーツ競技規則とその付則、ラリー競技開催規定とその細則、JMRC中部ラリー共通規則ならびにJMRC中部ラリーシリーズ戦規定に従って開催される。
3. 公式通知はその示す範囲において、すでに示された事項に優先する。
4. 各規則書発行後、JAFIによって決定された事項は、すべての規則に優先する。
5. 本競技会にて使用されるコースの肖像権は主催者に帰属する。
6. 本競技会主催者が撮影した画像・動画については、肖像権は主催者に帰属し、イベントPR等に使用されることがある。

第29条 新型コロナウイルスによる感染症対策

対策内容を細則5に示す。

ANDテクニカルツアー2021 大会組織委員会

細則1 暫定ITINERARY(ラリー行程表)

A N D テクニカルツアー 2021

ITINERARY

Sunday 31st October 2021

TC/SS	Location	SS Di st.	Li ai son di st.	Total di st.	Target ti me	Fi rst car due
TC0	I OX-AROSA Parki ng Out					8: 00
TC1	I ox Center		1. 33	1. 33	0: 07	8: 07
SS1	I OX-SOUTH	4. 60	0. 20		0: 03	8: 10
TC2	I ox North		9. 80	14. 40	0: 50	9: 00
SS2	I OX-NORTH	3. 10	0. 20		0: 03	9: 03
TC3	I ox South		11. 70	14. 80	0: 40	9: 43
SS3	I OX-SOUTH REV.	5. 08	0. 15		0: 03	9: 46
TC3A	Servi ce i n		1. 03	6. 11	0: 17	10: 03
	Servi ce (I OX-AROSA Parki ng)	12. 78	24. 41	37. 19	0: 45	
TC3B	Servi ce out/Regroup i n					10: 48
	Regroup				0: 15	
TC3C	Regroup out					11: 03
TC4	I ox Center		1. 33	1. 33	0: 07	11: 10
SS4	I OX-SOUTH	4. 60	0. 20		0: 03	11: 13
TC5	I ox North		9. 80	14. 40	0: 50	12: 03
SS5	I OX-NORTH	3. 10	0. 20		0: 03	12: 06
TC6	I ox South		11. 70	14. 80	0: 40	12: 46
SS6	I OX-SOUTH REV.	5. 08	0. 15		0: 03	12: 49
TC6A	I OX-AROSA Parki ng I n		1. 03	6. 11	0: 17	13: 06
	Totals	25. 56	48. 82	74. 38		

SECTI ON 1

SECTI ON 2

細則2 CRO

CRO : 田口 慎二

電話 : 当日配布のロードブックにて指示する。

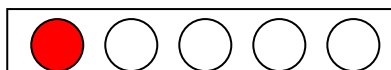
CRO行動スケジュール(予定)

10月30日(土) : HQ、サービスパーク周辺、ブリーフィング会場

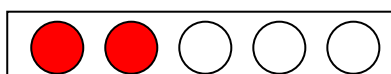
10月31日(日) : HQ、サービスパーク周辺

細則3 信号灯によるスタート手順

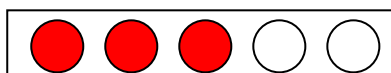
スタート5秒前: 赤灯1個点灯



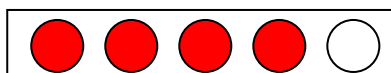
スタート4秒前: 赤灯2個点灯



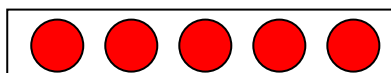
スタート3秒前: 赤灯3個点灯



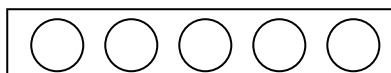
スタート2秒前: 赤灯4個点灯



スタート1秒前: 赤灯5個点灯



スタート時: すべての灯火が消灯



システム故障時には、クルーに十分聞こえる大きな声で30秒、15秒、10秒、5秒、4秒、3秒、2秒、1秒の順にカウントダウンを行う。

細則4 HQレイアウト、サービスパークのレイアウト

詳細は公式通知にて公示する。

細則5 新型コロナウイルスによる感染症対策について

ANDテクニカルツアー2021組織委員会では主催者として最新情報の収集に努め、具体的な対応策を協議中です。

参加者、チームスタッフをはじめとした関係者の皆様へは公式通知にて感染症対策のご協力を依頼しますので、よろしくお願いいたします。

マスクの着用、咳エチケット、手洗いの徹底、ソーシャルディスタンスの確保等、各自の感染症対策にも努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

(別添1)

JMRC中部モータースポーツ互助会規約

第1条 目的

JAF中部地域クラブ協議会(以下JMRC中部という)は2012年1月7日に制定されたラリー互助会を発展的に解消し、ラリー競技会及びジムカーナ、ダートトライアル競技会(以下スピード競技)等の振興のため、競技参加者の各種負担軽減を目的とする相互扶助制度を設ける。

第2条 名称

JMRC中部モータースポーツ互助会(以下互助会という)とする。

第3条 構成

1. この互助会は、2015年11月30日現在保有するJMRC中部ラリー互助会の積立金を資産とする。
2. 互助会の積み立ては互助会加入金、寄付金等をもってそれに充てるものとする。

第4条 対象者

1. ラリー競技会及びスピード競技に参加するドライバーが、JMRC中部に加盟するクラブの所属員で30日以上所属実績があること。
2. ラリー競技会及びスピード競技に参加するドライバーがJMRC中部事務局に当該年度の所属員として登録申請されており当該クラブ、団体での活動に実態があること。
3. JMRC中部正会員、賛助会員が主催する走行会や練習会で事前にJMRC中部の承認を得られた大会に参加するドライバー。
4. そのほかJMRC中部が認めた者。

第5条 互助会への加入

1. 互助会に加入する場合は以下の3つのタイプから選択して加入するものとする。

(1)ラリータイプ

各自、ラリー専用の振込用紙にて5,000円の会費(1大会毎の掛け捨て)を郵便局にて大会日以前に確実に振込みすること。また、大会公式参加受付時にその領収書を提示すること。

(2)スピード競技タイプ

スピード競技の場合、スピード競技専用の振り込み用紙にて3,000円の会費(1年間の掛け捨て)を郵便局にて大会日以前に確実に振込みすること。(注1)

ただし年度内に給付を受けたものは新たに給付を受けられないものとする。(注2)

注1:振込み日以前の大会分は無効 注2:再度加入申し込みをした場合は給付を受けられる

(3)イベントタイプ

JMRC 中部正会員、賛助会員が主催する走行会や練習会の場合、主催者は大会開始までに事務局あてに指定の申込書を FAX、メールにて送付し、参加者 1 名あたり下記の料金を速やかに振り込むこと。

① 記名式 (全参加者の氏名を記入) 300 円

② 無記名式 (全参加者の人数を記入) 400 円 注1

注 1:無記名式の場合、互助会は支払いに際して参加者名簿の提出を求めることがある。その際、参加者名簿よりも互助会申し込み数が少ない場合は該当イベントでの補償しない場合がある。

2. 重複して加入した場合や資格が無い者が加入した場合でも連絡や返金を行わないものとする。

第6条 対象期間

ラリータイプおよびイベント主催タイプの場合は該当する競技会の開催期間としスピード競技タイプの場合は加入日から当該年度12月31日までとする。

第7条 適用競技会

1. ラリータイプの場合はJMRC中部チャンピオンシリーズ、チャレンジシリーズ、その他JMRC中部が認めた競技会とする。
2. スピード競技タイプの場合は以下の競技会全戦を対象とする。
 - (1)JMRC中部ジムカーナ、ダートトライアル選手権(通称チャンピオン戦、ミドル戦)全戦
 - (2)JMRC全国オールスタージムカーナ・ダートトライアル
 - (3)JMRC西日本ジムカーナフェスティバル・ダートトライアルフェスティバル
3. イベントタイプの場合はJMRC中部正会員、賛助会員が主催する走行会や練習会でJMRC中部が認めたイベントを対象とする

第8条 補償内容(対人)

■ラリータイプの場合

当該競技中(レッキを含む)に発生した、クルーが加害者となる対人身事故(死亡事故)に対して、1事故50万円を限度として、見舞金を給付する。ただし、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場

合、本互助会の重複給付は行わない。

■スピード競技タイプの場合

当該競技中(公開練習を含む)に発生した、ドライバーが加害者となる対人身事故(死亡事故)に対して、1事故500万円を限度として、見舞金を給付する。ただし、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場合、本互助会の重複給付は行わない。

■イベントタイプの場合

イベントに参加ドライバー本人の人身事故(死亡事故)に対して1事故500万円を限度として、見舞金を給付する。また、事故により連続7日間以上入院したとき、1日目から180日の範囲内で1日当たり3,000円の見舞金を給付する。ただし、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場合、本互助会の重複給付は行わない。

第9条 補償内容(対物)

■ラリータイプの場合

当該ラリー競技に発生した、クルーが加害者となる対物損事故に対して、1事故200万円(免責10万円)を限度として、見舞金を給付する。ただし、当該競技に参加する他の競技車両との対物損事故については対象外とする。また、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場合、本互助会の重複給付は行わない。

■スピード競技タイプの場合

当該競技中(公開練習を含む)ドライバー本人が加害者となる対物損事故に対して、1事故10万円(免責3万円)を限度として、見舞金を給付する。ただし、当該競技に参加する他の競技車両との対物損事故については対象外とする。

また、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場合、本互助会の重複給付は行わない。なお上記のほかにクラッシュ、転倒などにより明らかに自走不能状態に陥った場合(整備不良が原因となるもの及びエンジントラブル・駆動系トラブル等の故障を除く)は3万円を限度に給付する(免責なし、前項と重複給付可)

■イベントタイプの場合

JMRC中部正会員、賛助会員が主催する走行会や練習会では対物の補償は行わないものとする。

第10条 事故報告

事故報告はドライバー本人が事故発生後速やかにJMRC中部事務局宛に行うこと。原則として30日以内に適切な事故報告が行われない場合、給付を行わない場合がある。

事故報告書(発生時の現場詳細図および発生状況説明書)および適正な方法で作成された見積書をJMRC中部事務局に提出すること。ドライバーが報告できない場合は、大会主催者または所属するクラブ員が行うこと。

第11条 給付

1. 事故報告書を基に発生状況を調査の上、運営委員会の審議結果が前項報告者に通知され、運営委員会で給付の承認がされた場合、支払済みの領収書原本をJMRC中部事務局に提出後ドライバーに銀行振り込みにて給付されるものとする。
2. 見舞金給付後、請求に不正が発覚した場合は見舞金の返還を求めることができる。
3. 不正が悪質と認められる場合、JMRC中部は互助会加入資格取消などを行うことができる。

第12条 管理

第5条 適用イベント

1. 本互助会の会計はJMRC中部運営委員会によって管理される。
2. JMRC中部は本互助会の積立額が低額の場合、見舞金給付に備えて各種基金等より1000万円を上限に見舞金給付引当金を予算計上するものとする。
3. 本互助会は積立金額を上回る給付が発生した場合、JMRC中部の見舞金給付引当金の範囲内で無利息にて借入れを行い給付することが出来るものとする。ただし公的セーフティネットに入っていないため、見舞金給付金額が互助会積立金またはJMRC中部見舞金給付引当金額を上回った場合は給付できないことを予め承知しなければならない。
4. 本規約の改定は、クラブ・団体代表者会議において過半数の賛成を必要とする。
5. JMRC中部は本互助会に対する債権を放棄して本互助会を解散することができる。

第13条 本規約の施行

本規約は2016年1月1日より施行する。

制定 2015年7月20日 施行 2016年1月 1日 改定 2016年1月 9日 改定 2020年